

## 1 自転車の通行場所の基本ルール

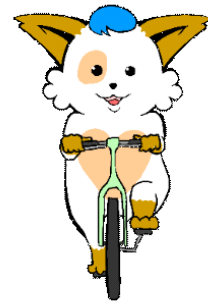
自転車は、歩道と車道の区別がある道路では、車道を通行しなければいけません。

(ただし、普通自転車は、自転車道があれば、自転車道を通行しなければいけません。)

また、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合等を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯を通行することができますが、その場合は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で通行しなければいけません。

道路では左側を通行しなければならず、特に、車両通行帯のない道路では、道路の左側端を通行しなければいけません。

また、車両通行帯のある道路では、原則として一番左側の車両通行帯を通行しなければいけません。



## 2 自転車の歩道通行について

自転車は車道通行が原則ですが、道路標識等により普通自転車等が当該歩道を通行することができるのとされているときには、歩道を通行することができます。

ただし、普通自転車等は歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならず、(普通自転車通行指定部分がある場合は当該部分を徐行して進行)歩行者の通行を妨げることとなるときは一時停止しなければなりません。

## 3 標識について

下記の標識が設置されている歩道は、普通自転車が歩道を通行することができます。

【歩道を通行可能な標識】



※ 普通自転車のほかに、特例特定小型原動機付自転車も通行することができます。

## 4 普通自転車とは

自転車には、さまざまな自転車があります。

その中で、普通自転車として定義されている自転車があります。

普通自転車とは、

- 車体の大きさ
  - ・ 長さ190センチメートル以内、幅60センチメートル以内
- 車体の構造
  - ・ 四輪以下の自転車
  - ・ 側車をつけていない(補助輪を除く)
  - ・ 運転者席以外の乗車装置を備えていない(幼児用座席を除く)
  - ・ 制動装置が走行中容易に操作できる位置にある
  - ・ 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がない

の条件を満たした自転車をいいます。

一般的に通常市販されている軽快車、電動アシスト自転車などはこの条件を満たしています。

